

## 第7次美瑛町行政改革大綱（R3～R7）

### 令和4年度実施項目の検証（総評）

#### 1 事務事業の見直し

事務事業の公益性、必要性及び緊急性を重視し、効率的な事業の実施展開を図り、住民サービスの提供に努めるとともに、行政手続の簡素化、行政事務の迅速化を進めました。

##### （1）実施項目

###### ①5S運動の取組による業務の効率化

保存年限の経過した文書ファイルや不要品の整理を定期的を実施し、効率よく業務が遂行できる環境を維持しました。また、日常的な整理整頓に加え、消毒等の徹底により衛生的な環境維持に努め、コロナ禍においても三密を回避しながら、円滑な窓口対応を行いました。

###### ②事業の公益性・必要性の明確化

これまでの事業成果を評価し、小事業ごとに設定したKPIについてPDCAサイクルによる事業検証を行ったほか、国や北海道の補助金等を活用し、有効な財源確保に努めました。

###### ③書面規制、押印、対面規制等の見直し

令和4年度から押印規制等を見直し、行政区や各種団体等からの補助申請に係る事務を簡略化したほか、一部の申請についてメール等による受付を行いました。また、町が行う補助決定通知を電子公印とするなど、事務の効率化を図りました。

##### （2）今後の取組

各種行政手続のメール申請に係る対象手続の拡充について検討を進めるほか社会変革や多様化する住民ニーズに的確に対応するため、各種事業の見直しやDX等による業務の効率化を図ります。

#### 2 行政機構と職員体制の見直し

職員の政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図るとともに、非常事態時における業務環境の確保に向けてテレワーク等の試行を実施しました。

## (1) 実施項目

### ①職員の政策形成力・行政運営能力等の向上

階層別職員研修を実施し、政策形成力、行政運営能力などの向上に努めるとともに、自主的な課題に取り組める研修に関して参加を促すなど、職員個人の意識改革を図りました。

### ②個人情報等の機密性を保持したテレワークの方法や体制のルールづくり等の検討

「自治体テレワークシステム for LGWAN」を活用し、庁舎外から庁内ネットワークへ接続して業務を行う環境を構築、テレワークの試行を実施しました。

## (2) 今後の取組

職員の行政運営能力の向上や更なる意識改革を進めるため、職員研修の拡充や人事評価における個別目標設定等の充実について検討するほか、テレワークについては引き続き試行を重ねつつ、FMCサービス（内線電話の移動端末化）の導入を検討するなど、緊急時に対応可能な体制構築に努めます。

## 3 行政の情報化の推進と行政サービスの向上

ICT（情報通信技術）を活用した電子行政サービスの充実・高度化に努めるとともに、デジタル技術等の活用による住民の利便性向上と業務の効率化を図りました。

## (1) 実施項目

### ①ホームページ、SNS等を活用した迅速な行政情報の配信による住民サービスの向上

町公式LINEアカウントの機能を拡張し、ごみ収集日案内アラーム等の利便性の高い機能を実装したほか、まちづくりや移住定住等に係る情報について、インスタグラムやメールマガジンにより即時性のある情報発信を行いました。

### ②文書事務及び窓口事務の電子化による住民の利便性の向上

5大ライフイベントに係る手続を1階住民生活課にて行う「ワンストップ窓口」を設置したほか、会計課及び住民生活課にキャッシュレス決済システムを試験導入するなど、行政手続全般のスマート化を図り、町民の利便性向上に努めました。

### ③電子文書データの管理ルール等の整理による業務効率の向上

電子文書決裁システム等の導入の準備段階として、文書分類表の見直しを進め、保存データの精査や不要なファイルの洗い出しを行いました。

#### (2) 今後の取組

町公式LINEアカウントの有効活用により、必要な情報を必要な方に配信をできるよう機能の拡充を図るほか、電子文書決裁システムや電子文書管理システムの運用状況について近隣自治体の事例等を調査し、本町での導入に向けた具体的な計画を整理するなど、デジタル技術等の活用による業務の効率化を図るための取組を進めます。

## 4 住民協働を意識した行政運営

行政運営に町民の意見を積極的に取り入れるよう、各種審議会の開催やアンケート調査等を実施するとともに、住民参画による協働事業を推進しました。

#### (1) 実施項目

住民が行政に参画する体制づくりについて、まちづくり委員会や自治基本条例策定専門部会を継続的に開催し、まちづくりにおける懸案事項等を町民と共に検討し、「第6次美瑛町まちづくり総合計画」や「美瑛町自治基本条例」の策定を進めました。

また、行政区や町内会を中心とした自治活動が一層活発となり、地域での生活をより快適に、元気で住みやすいまちづくりを進めるため、必要となる施策や事業の検討を目的にアンケート調査を実施しました。

#### (2) 今後の取組

美瑛町自治基本条例の運用に当たって、職員説明会等を実施の上、情報共有や町民参加等の適正な手続を進めるとともに、地域での生活がより元気で快適になるよう、行政区等への交付金の一括化等を検討します。

## 5 公共施設の効果的な管理運営

公共施設の適正配置、施設の長寿命化等による財政負担の軽減に取り組んだほか、公民連携による地域の活性化や質の高いサービスの提供に努めました。

## (1) 実施項目

### ①人口減少等の中長期的な視点に立った公共施設の管理運営

各施設の長寿命化等に取り組んだほか、旭川市等とし尿の広域処理を行うことで浄化センターを廃止するなど、人口減少等の中長期的な視点に立った公共施設の適正配置を進めました。

また、既存公共施設の利用が促進されるよう、他町村からの利用を促進することで広域的な利活用と新たな財源の確保を行ったほか、地域人材育成研修交流センターの利用団体等に対し、Beコインによる助成を行い、施設利用の促進と町内消費の活性化を図りました。

### ②未利用地及び施設の有効活用及び実情に合わせた処分の検討

民間事業者の持つノウハウをいかした施設の有効活用について募集を行い、未利用だった廃校施設等を民間事業者に貸与することで地域の活性化と新たな経済活動につなげるとともに、未利用公有地等の有効活用に向けて、庁舎内ワーキンググループによる検討を開始しました。

## (2) 今後の取組

既存施設の維持に当たっては、施設ごとの役割を明確にし、利活用の実績等を踏まえ有効な活用を図るとともに、新たな運営手法を取り入れるなど、将来を見据えた施設の適正な運用に向けて検討を進めます。

現在未利用となっている公共施設や公有地の利活用に当たっては、様々なノウハウを持つ民間事業者等から自由な提案をいただくことで、財政負担を最小限に抑えつつ、既存ストックの活用や未利用地の売却等について検討を進めます。